

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康保険部保健所保健予防課
委 託 業 務 名	令和5年度滋賀県新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の支援強化にかかる保健所体制構築業務
委 託 業 務 場 所	受託者が用意する業務実施場所
概 要	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対して迅速かつ適切な対応を可能とする体制強化業務
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和5年5月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	81,542,260円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 草津市大路一丁目10番1号 〔名 称〕 株式会社日本旅行草津支店 〔所在地〕 大津市京町四丁目1番1号 〔名 称〕 滋賀県
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対する健康観察については、これまで管轄保健所ごとに相談先を設けており、自宅療養者にとっては相談先が分かりにくい状況が続いていた。 今般、本市の健康観察業務を、滋賀県が運営する「滋賀県自宅療養者等支援センター」と統合することにより、相談先を原則として一本化し、自宅療養者の利便に資するよう効率的かつ効果的な運営を図るため、日本旅行株式会社草津支店及び滋賀県を契約相手方に選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。